



2026 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大友 浩嗣
(コード：1925 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務執行役員 山田 裕次
電 話 番 号 (06)6225-7804

当社取締役会の実効性評価の結果の概要等について

当社は、2025 年における取締役会の実効性の評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役会の実効性評価について

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、2015 年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

2025 年の取締役会の実効性評価につきましては、昨年同様、評価プロセスを外部機関の協力を得たうえで、取締役会において自己評価を実施いたしました。

2. 実効性評価の実施概要

(1) 評価対象

取締役による自己評価、監査役会・取締役会による取締役会全体の分析・評価

(2) 評価方法

無記名方式によるアンケート

※外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。

(3) 対象期間

2024 年 12 月から 2025 年 11 月

(4) 評価プロセス

①全取締役・監査役によるアンケート

②アンケート結果を踏まえたコーポレートガバナンス委員会での討議

③監査役会による評価

④アンケート結果・監査役会による評価結果を踏まえた取締役会の自己評価

⑤評価結果に基づき次年度の取り組み検討

(5) 評価項目

- ・取締役会の構成
- ・取締役会のあり方
- ・取締役会の運営
- ・指名・報酬諮問委員会の運営
- ・取締役会のモニタリング機能
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・取締役会のパフォーマンス
- ・トレーニング

- ・株主（投資家）との対話
- ・自身の取り組み

3. 前回（2024 年）の実効性評価結果の課題に対する取り組み状況

2024 年の実効性評価結果の主な課題を踏まえ、以下の取り組みを実施いたしました。

（主な課題と取り組み状況）

（1）取締役会の構成について	
<u>・課題</u> さらなるモニタリング機能強化のため、環境の変化に対応した取締役会機能の在り方については、継続して検討する必要がある。	<u>・実施した取り組み内容</u> 更なる多様性確保等によるモニタリング機能強化のため、社外取締役を1名増員し、取締役会における社外取締役比率を向上した。
（2）経営戦略や非財務情報等の議論の充実	
<u>・課題</u> 議題設定や議論時間の確保について、引き続き取り組んでいく必要がある。	<u>・実施した取り組み内容</u> 取締役会での経営戦略等の議論を充実させるため、執行側に経営会議を設置すると共に取締役会付議基準の見直しを行ない、経営会議に取締役会の権限の一部を委譲した。
（3）内部統制について	
<u>・課題</u> 守りのガバナンスの観点からリスク管理やコンプライアンスに関する議論の充実を図る必要がある。	<u>・実施した取り組み内容</u> 2 大本部制への移行により内部統制の強化等を図ると共に取締役会において、リスク管理やコンプライアンスに関する議論を継続して実施した。

4. 2025 年の実効性に関する評価

外部機関の見解及び監査役会からの評価も踏まえ、取締役会の実効性についての分析・評価を行った結果、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方、主な課題として挙げられた事項に関し、以下の取り組みを通じて取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

（主な課題と今後の取り組み内容）

（1）取締役会の構成について	
<u>・課題</u> 当社の持続的な成長と更なるモニタリング機能強化の観点から、取締役会の構成や機関設計の在り方について、継続して検討する必要がある。	<u>・今後の取り組み内容</u> 今後の事業環境の変化を見据え、多様なバックグラウンドを有する人財の登用について、中長期的な視点で検討する。また、当社にとって最適な機関設計を含む経営体制について、引き続き検討する。
（2）経営戦略に関する更なる議論の深化	
<u>・課題</u> 事業ポートフォリオ戦略等の戦略的な議論を深める必要がある。	<u>・今後の取り組み内容</u> 取締役会で議論すべき重要事項を設定し、中長期的な戦略及び企業価値向上に資する議論の深化を図る。

(3) リスク管理体制の強化について	
・課題 グループ会社を含めた内部統制及びリスク管理の状況について、モニタリング機能を一層強化する必要がある。	・今後の取り組み内容 モニタリング機能の更なる向上を目的に、内部統制及びリスク管理の状況の報告頻度を高める等、リスクマネジメント体制の強化を図る。

5. 取締役会による当社コーポレートガバナンスガイドラインの自己レビューについて

当社は、取締役会の実効性評価と共に、2015年5月27日に制定・公表した「コーポレートガバナンスガイドライン」に定める各項目の実施状況について毎年自己レビューを行うことにより、経営システムの総点検を行っております。

今回の自己レビューを通じ、取締役会から権限委譲を受けた事項の決議や経営の重要事項について報告・審議を行う場として経営会議を設置する等、コーポレートガバナンスガイドラインの条文の一部改正を取締役にて決議いたしました。

※今回の改正を踏まえた最新のコーポレートガバナンスガイドラインは、以下の URL からご確認ください。

<https://www.daiwahouse.co.jp/ir/governance/pdf/guidelines.pdf>

以 上